

附属書 I 第七条 1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条 1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条 1(a)の規定に従つて、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(c) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、

- (i) この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいう。
- (ii) 当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(d) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

日本国の表

一	分野 関連する義務
措置	農林水産業（植物育成者権） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条
概要	日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該

二	
分野	
農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項人に規定するものを除く。）	<p>当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>

	三	
<p>分野 関連する義務 措置 概要</p>	<p>分野 関連する義務 措置 概要</p>	<p>関連する義務 措置 概要</p>
<p>熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>	<p>内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本の表の留保事項八に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

六	五
分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
<p>情報通信業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>情報通信業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

九	八	七
分野 関連する義務 措置	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
<p>船舶の国籍に関する事項</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条</p>	<p>製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>製造業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>

十二	十一	十	
分野 関連する義務	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要	概要
警備業 内国民待遇（第二条）	石油業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。	鉱業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

十三	<p>分野 関連する義務</p>	<p>運輸業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が</p>
	<p>措置</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。</p>
	<p>概要</p>	

十四	
分野 関連する義務 措置	
<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p>	<p>(a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が (a) から (d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより 2 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十五	分野 関連する義務	概要
	運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六	
<p>分野 関連する義務</p>	<p>措置 概要</p>
<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p>	<p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>

	十七
	分野 関連する義務
<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>	<p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>
	概要
	措置

<p style="text-align: center;">十九</p>	<p style="text-align: center;">十八</p>	
<p style="text-align: center;">分野 関連する義務 措置 概要</p>	<p style="text-align: center;">分野 関連する義務 措置 概要</p>	
<p style="text-align: center;">運輸業</p> <p style="text-align: center;">内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">運輸業</p> <p style="text-align: center;">内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>	<p>2</p> <p>1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>

二十一	分野 関連する義務	<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条</p> <p>日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>
二十	分野 関連する義務	<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>
		<p>2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>

二十二	分野 関連する義務 措置 概要	<p>上水道業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
-----	--------------------------	---

コートジボワール共和国の表

一	分野 関連する義務 措置 概要	<p>全ての分野</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>投資法に関する二千十二年六月七日の大統領令第二〇一―四八七号第二十六条</p> <p>投資家は、コートジボワールの労働者を優先して採用し、並びに特に継続的職業訓練による当該投資家の現地職員の技能の向上及び高度な訓練課程を通じた現地の能力の開発の強化に寄与する。</p>
二	分野 関連する義務	<p>石油業</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p>



---

---

当該業務許可については、政令によって定める条件に従って、このようにして設立される会社に移転する。

国による業務許可の付与に当たっては、もたらされる富及び減少する地下資源の対価として、鉱山の開発期間中、国に対し、採掘会社の資本の十パーセントに相当する現物出資株式についての権利が与えられる。国は、資本増加の場合においても、当該現物出資株式に関し資金の拠出を求められない。いかなる場合においても、国の持分は、少なくとも当該採掘会社の資本の十パーセントに等しいものとする。

2 (第十八条) 調査許可は、既に与えられた権利を除くほか、政令によりコートジボワールの国民又はコートジボワールの法律に基づく法人に与えられる。

3 (第五十三条) 準機械工業的な鉱業における採掘のための許可は、既に与えられた権利を除くほか、鉱業を所管する大臣の決定により、かつ、権限を有する行政当局及び関係する都市の自治体又は農村の共同体の協議の後、次の者に与えられる。

コートジボワールの国籍を有する自然人

コートジボワールの者が出資の過半を占める協同組合

コートジボワールの者が資本の過半を占めるコートジボワールの法律に基づく中小企業  
準機械工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。

4 (第六十五条) 手工業的な鉱業における採掘のための許可は、既に与えられた権利を除くほか、鉱業を所管する大臣の決定により、かつ、権限を有する行政当局及び関係する都市の自治体又は農村の共同体の協議の後、次の者に与えられる。

---

五	四	
分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要	
<p>航空運送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>民間航空法に関する二千八年一月二十三日の大統領令第二〇〇八一〇八号第二百十五条</p> <p>コートジボワール共和国内の二地点間における人及び物品の商業的な輸送は、特別かつ一時的な取扱いを除くほか、コートジボワールの運送人に限定される。</p>	<p>農村の土地</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>農村の土地の所有に関する千九百九十八年十二月二十三日の法律第九八一七五〇号第一条</p> <p>農村の土地は、全ての土地（開発の有無及び価値の性質を問わない。）から成る。農村の土地は、全ての自然人及び法人が利用可能な国家の財産を構成する。ただし、コートジボワールの国、公的機関及び国民のみが農村の土地の所有者となることを許可される。</p>	<p>コートジボワールの国籍を有する自然人</p> <p>コートジボワールの者が出資の過半を占める協同組合</p> <p>手工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。</p>

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野又は活動について適用しないものを特定する。

(c) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

日本国の表

二	一
分野 関連する義務	分野 関連する義務  概要
全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）	全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。

四	三	
<p>分野 関連する義務 概要</p>	<p>分野 関連する義務 概要</p>	<p>概要</p>
<p>全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、コートジボワール共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び</p>	<p>全ての分野 最恵国待遇（第三条） 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）</p>	<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

七	六	五	
<p>分野 関連する義務 概要</p>	<p>分野 関連する義務 概要</p>	<p>分野 関連する義務 概要</p>	
<p>エネルギー産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>武器・火薬産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>航空宇宙産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>最恵国待遇を与えないことができる。</p>

十	九	八
分野	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要
土地取引に関する事項	<p>情報通信業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</li> <li>(b) 集魚</li> <li>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</li> <li>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</li> </ul>

十二	分野 関連する義務 概要	<p>運輸業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営</p>
十一	分野 関連する義務 概要	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
	関連する義務 概要	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>

	サービスには、航空交通サービスを含まない。
--	-----------------------

コートジボワール共和国の表

一	二	三
分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野
<p>農業及び漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、農業資源及び漁業資源の開発及び販売に関する活動を行うための条件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、専ら又は主としてコートジボワールの市場においてサービスを調達する全ての活動分野の企業に付与する権利及び特惠に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該サービスが公正な市場価格、質及び納入期日において競争力がある場合に限る。</p>	<p>情報通信技術</p>

六	五	四	
分野 関連する義務	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	関連する義務 概要
全ての分野 最恵国待遇（第三条）	食品 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、農産加工食品の輸出の制限に関する措置であつて、主としてコートジボワール共和国の国民の需要を満たすために必要なものを採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段又は国際貿易の偽装した制限となるように適用される場合は、この限りでない。	文化的な産品 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、文化的分野（美術品及び伝統的手工芸品、文学作品及び芸術作品、民間伝承の作品、祭具並びに文化的な価値を有する先史時代の及び歴史的な遺物に係るもの）に属する文化的な産品であつて、コートジボワール共和国で生産されたものの輸出の制限に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、情報通信技術分野における企業の設立及び運営のための要件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要

1 コートジボワール共和国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

2 コートジボワール共和国は、現行又は将来の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかのものを採用し、又は維持する権利を留保する。

- (a) 自由貿易地域又は関税同盟を設定し、強化し、又は拡大するもの
- (b) 次のいずれかの事項に関係するもの
  - (i) 航空
  - (ii) 漁業
  - (iii) 海事（海難救助を含む。）